

東京都化学物質水害対策アドバイザー派遣制度実施要綱

(制定) 令和2年12月10日
2環改化第538号

(目的)

第1条 この要綱は、中小企業者が東京都化学物質適正管理指針（令和2年東京都告示第1374号による改正後の平成13年東京都告示第1181号。以下「指針」という。）に基づき実施する、水害等へ備えるための取組を支援・促進するため、東京都（以下「都」という。）が東京都化学物質水害対策アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣する事業（以下「本事業」という。）の実施について、必要な事項を定めることにより、本事業の適切な運営を図ることを目的とする。

(アドバイザーの派遣対象)

第2条 アドバイザーの派遣対象は、次の全ての要件を満たす工場又は事業場（以下「派遣先事業場」という。）とする。

- (1) 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条の中小企業者に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）が設置した都内の工場又は事業場であること。
- (2) 次のいずれかの化学物質を取り扱う工場又は事業場であること。
 - ア 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号。以下「規則」という。）第51条第2項に規定する適正管理化学物質
 - イ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）第2条第2項に規定する第一種指定化学物質
 - ウ 上記ア又はイと同等程度の有害危険性が認められ、流出等防止対策を要する化学物質
- (3) (2)に掲げる化学物質を取り扱う施設の所在地において、ハザードマップその他の災害想定区域図において浸水等による被害が想定されていること。

(アドバイザーの派遣を依頼できる者)

第3条 アドバイザーの派遣を依頼できる者（以下「依頼可能者」という。）は、派遣先事業場の設置者（設置者から適切な委任行為を受けた代理人を含む。）とする。

(アドバイザー業務の内容)

第4条 本事業におけるアドバイザーの業務（以下「アドバイザー業務」という。）の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 対策検討アドバイス

水害等による化学物質の流出等防止対策を新たに実施する（既存の対策に追加で実施する場合を含む。）ことを検討している者に対し、派遣先事業場の訪問及びその前後の検討を踏まえ、技術的助言及び経営的助言を行う。（当該助言を行うアドバイザーを「対策検討アドバイザー」という。）

(2) 対策手順アドバイス

水害等による化学物質の流出等防止対策を既に実施している（対策検討アドバイザーから助言を受けた対策を実施した場合を含む。）者に対し、派遣先事業場の訪問及びその前後の検討を踏まえ、技術的助言及び経営的助言を行う。（当該助言を

行うアドバイザーを「対策手順アドバイザー」という。)

(3) 書類作成支援アドバイス

対策検討アドバイザー又は対策手順アドバイザーから助言を受けた内容を基に、別途東京都化学物質水害対策アドバイザー派遣制度実施要領(以下「要領」という。)で定める書類を作成する場合に、手続及び記載内容について形式的な助言を行う。(当該助言を行うアドバイザーを「書類作成支援アドバイザー」という。)

(本事業の委託)

第5条 本事業の一部は、都と業務委託契約を締結した者(以下「受託者」という。)が実施する。

(本事業の業務分担)

第6条 本事業は、次に掲げる業務分担に基づき、都、受託者及びアドバイザーが行うものとする。

(1) 都の分担業務

- ア 本事業の運営及び周知
- イ 依頼可能者からのアドバイザー派遣依頼の受付及び派遣を依頼した依頼可能者(以下「依頼者」という。)に対するアドバイザー派遣決定の通知
- ウ 受託者に対する派遣先事業場へのアドバイザー派遣の指示
- エ 受託者に対するアドバイザー業務に関する助言及び情報の提供

(2) 受託者の分担業務

- ア アドバイザー業務を適切に実施することができるアドバイザーの選任
- イ 都からの派遣の指示に基づき行う、アドバイザーの派遣先事業場への派遣
- ウ アドバイザーに対するアドバイザー業務に関する指示
- エ アドバイザーの管理・監督
- オ アドバイザーの資質を向上させるために必要な指導・教育の実施
- カ 派遣するアドバイザーを決定した際の都への報告
- キ アドバイザー業務終了時及び委託契約の終了時の都へのアドバイザー業務の実績の報告

(3) アドバイザーの分担業務

- ア 受託者の指示に基づき、その管理・監督の下に行う、アドバイザー業務の実施
- イ アドバイザー業務終了時の受託者への当該アドバイザー業務の実績の報告

(アドバイザーの派遣手続)

第7条 アドバイザーの助言を受けようとする依頼可能者は、要領の定めるところにより、東京都知事(以下「知事」という。)にアドバイザーの派遣を依頼するものとする。

2 知事は、前項の規定による依頼があった場合において、アドバイザーの派遣を必要と認めるときは、要領の定めるところにより、受託者に対しアドバイザーの派遣を指示するとともに、依頼者に対しアドバイザーの派遣決定を通知するものとする。

(アドバイザーの選任)

第8条 受託者は、第6条第2号アに規定するアドバイザーの選任に当たっては、要領に定める要件を満たす者のうちから選任しなければならない。

(従事者証の交付等)

第9条 知事は、受託者から第6条第2号アに規定する選任の報告を受けたときは、選

任されたアドバイザーに対し、要領の定めるところにより、アドバイザー業務に従事している者であることの証明書（以下「従事者証」という。）を交付するものとする。

2 アドバイザーは、派遣先事業場を訪問する際は、従事者証を携帯するとともに、依頼者からの求めに応じ提示しなければならない。

（職員の訪問等）

第10条 知事は、アドバイザーの活動状況の把握等のため、又はその他必要に応じて、その職員に、依頼者の同意を得て、派遣先事業場を訪問させることができる。

2 前項の職員は、派遣先事業場を訪問する際は、身分証を携帯するとともに、依頼者からの求めに応じ提示しなければならない。

（受託者の守秘義務）

第11条 受託者は、本事業の実施上知り得た秘密を厳守しなければならない。

2 前項の規定について、受託者は自らが管理・監督するアドバイザーに対して遵守させなくてはならない。

3 受託者は、前2項の規定を遵守するため、要領の定めるところにより、依頼者との間で秘密保持契約の締結その他必要な措置をとらなければならない。

（金品の授受の禁止等）

第12条 受託者及びアドバイザーは、依頼者との間において、金品の授受を行ってはならない。

2 アドバイザーは、公正にアドバイザー業務を行うものとし、特定の企業等に不当な利益又は不利益を与えるような助言を行ってはならない。

（依頼者及び事業者の費用負担等）

第13条 依頼者は、アドバイザーの派遣及びアドバイザー業務の実施に必要な費用を負担しないものとする。ただし、アドバイザー及び第10条に基づき訪問する職員が派遣先事業場の滞在中に使用する光熱水費その他業務遂行に付随する雑費については、この限りでない。

2 都、受託者及びアドバイザーは、アドバイザーの助言に基づき依頼者が化学物質流出等防止対策を実施した場合において、当該対策に必要となる一切の費用を負担しないものとする。

（免責）

第14条 アドバイザーの助言に基づき派遣先事業場において化学物質流出等防止対策を実施する場合にあっては、当該依頼者又は派遣先事業場の関係者がその実施内容、規模、時期等を判断の上自らの責任で当該対策を実施するものとし、都、受託者及びアドバイザーは当該対策の実施に起因する事故、損失等に対し一切の責任を負わないものとする。

2 アドバイザーの助言又は書類作成支援を受けて依頼者が作成した書類により関係機関等に申請を行う場合にあっては、当該依頼者又は当該申請に係る派遣先事業場の関係者がその申請について全責任を有するものとし、当該申請の受理又は不受理、申請に基づく助成金等の交付又は不交付の決定その他の関係機関による処分について、都、受託者及びアドバイザーは一切の責任を負わないものとする。

（委任）

第15条 この要綱に規定するものを除くほか、本事業の実施について必要な事項は、要

額で定める。

附 則
この要綱は、令和2年12月10日から施行する。